② 空冷式パッケージ形空気調和設備　空冷式マルチパッケージ形空気調和機（ＡＣＰ－Ｋ－101系統）室内機16台、室外機１台　空冷式マルチパッケージ形空気調和機（ＡＣＰ－Ｋ－201系統）室内機21台、室外機１台　空冷式マルチパッケージ形空気調和機（ＡＣＰ－Ｋ－301系統）室内機６台、室外機１台　空冷式マルチパッケージ形空気調和機（ＡＣＰ－Ｋ－101系統）室内機６台、室外機１台　空冷式パッケージ形空気調和機（ＰＡＣ－Ｋ－101）室内機１台、室外機１台　空冷式パッケージ形空気調和機（ＰＡＣ－Ｋ－102）室内機１台、室外機１台、空調動力盤１面

③ 換気設備　空気清浄装置６台　遠心送風機18台　ライン送風機２台　有圧換気扇28台　天井埋込形換気扇２台　空調換気扇11台　換気動力制御盤６面

＊上記に係る撤去・機器搬入据付・基礎・配管・ダクト・動力設備・自動制御設備・遠隔監視制御設備・保温・塗装・総合運転調整の各工事

撤去品については、鉄屑・銅屑を敷地内の指定場にて引き渡し。その他は受注者処分とする。

⑸ 工期　契約締結の翌日から令和３年３月26日まで

⑹ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻ 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

⑼ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽ 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。

なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

⑾ 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑿ 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。（詳細は、現場説明書による。）

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 開札時までに大阪航空局の平成31・32年度一般（指名）競争参加資格者のうち「管工事業」での認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶ 特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成31・32年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が管工事業において1,100点以上であること。

また、特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員においても、大阪航空局における平成31・32年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が管工事業において1,100点以上であること。

⑷ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺ 次に掲げる施工実績を有すること。特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員にあっては、平成16年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たす工事の施工実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）

なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

① 設備内容：冷熱源機器を有するユニット形空調機を用いた空調設備

② 空調対象延べ床面積10,000㎡以上

③ 監視方式：中央監視方式

④ 空調制御方式：電気式、電子式又はデジタル方式

上記①②③④の条件を、同一工事で満たすこと。ただし、新設、更新、増設は問わない。

⑻ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）１級管工事施工管理技士、２級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員は、２⑺に掲げる工事の経験を有する者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、これを証することができる資料を提示すること。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑼ 大阪航空局が発注した管工事で、平成29年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

⑽ 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑾ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細については入札説明書を参照すること。）

⑿ 入札説明書の交付を受けた者であること。